

山梨県公報

号外第七十二号

平成十九年

十月十九日

金 曜 日

目 次

規 則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………一

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………二

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則……………三

山梨県都市計画法施行規則及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一四

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一四

規 則

山梨県規則第四十九号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県調理師法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県調理師法施行細則(昭和三十四年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(山梨県税条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の十二第一号中「第一百一条第一項」を「附則第六条」に改める。

(山梨県職業訓練手当支給規則の一部改正)

第三条 山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

(山梨県クリーニング業法施行細則及び山梨県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第四条 次に掲げる規則の規定中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

一 山梨県クリーニング業法施行細則(昭和三十九年山梨県規則第六十四号)第六

条第二項

二 山梨県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年山梨県規則第二十五号)第三条第一

項第二号

(山梨県私立学校法等施行細則の一部改正)

第五条 山梨県私立学校法等施行細則(昭和四十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第十八条中「第八十二条の八第一項」を「第三百三十条第一項」に、「第二十七号」を「第二十七号様式」に改める。

第十九条及び第二十条中「第八十二条の八第一項」を「第三百三十条第一項」に改める。

(山梨県障害者居住条例施行規則の一部改正)

第六条 山梨県障害者居住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項八中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

(山梨県立看護大学短期大学部学則の一部改正)

第七条 山梨県立看護大学短期大学部学則(平成七年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十九条の二」を「第八十条」に改める。

(山梨県立看護大学学則の一部改正)

第八条 山梨県立看護大学学則(平成十年山梨県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十二条」を「第八十三条」に改める。

(山梨県立大学大学院学則の一部改正)

第九条 山梨県立大学大学院学則(平成十七年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「第五十二条」を「第八十三条」に改め、同条第二号中「第六十八条の二第三項」を「第四百四条第三項」に改め、同条第六号中「第六十七条第二項」を「第二百一条第二項」に改める。

附則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

山梨県規則第五十号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

第一条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の八の表建築指導課の項第二号中135を136とし、121から134までを122から135までとし、同号120中「121」を「122」に改め、同号中120を121とし、90から119までを91から120までとし、同号89中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同号89を同号90とし、同号88中「第六十八条の五の四第二項」を「第六十八条の五の五第二項」に改め、同号88を同号89とし、同号87中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同号87を同号88とし、同号86中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同号中86を87とし、85の次に次のように加える。

86	第六十八条の五の二の規定による特定建築物地区整備計画の区域内の容積率制限の例外の認定		
----	--	--	--

第二条 山梨県事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表みどり自然課の項第一号24中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号24を同号28とし、同号23中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号23を同号27とし、同号22中「第二十八条」を「第三十二条」に改め、同号22を同号26とし、同号21中「第二十七条第二項」を「第三十一条第一項」

に改め、同号21を同号25とし、同号20中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号20を同号24とし、同号19中「第二十六条」を「第三十条」に改め、同号19を同号23とし、同号18中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号18を同号22とし、同号17中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同号17を同号21とし、同号16中「第十八条」を「第二十二条」に改め、同号16を同号20とし、同号15中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号15を同号19とし、同号14中「第十四条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号14を同号18とし、同号13中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号中13を15とし、15の次に次のように加える。

16	第十六条第一項の規定による温泉利用の許可を受け た者である法人の合併又は分割の承認	林務環境 事務所長
17	第十七条第一項の規定による温泉利用の許可を受け た者の相続の承認	林務環境 事務所長

別表第二の四の表みどり自然課の項第一号12中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同号12を同号14とし、同号11中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号11を同号13とし、同号10中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号10を同号12とし、同号9中「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号9を同号11とし、同号8中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号8を同号10とし、同号7中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号7を同号9とし、同号6中「第八条(第九条第二項)」を「第十条(第十一条第一項)」に改め、同号6を同号8とし、同号5中「第七条第二項(第九条第二項)」を「第九条第二項(第十一条第二項)」に改め、同号5を同号7とし、同号4中「第七条第一項(第九条第二項)」を「第九条第一項(第十一条第二項)」に改め、同号中4を6とし、3の次に次のように加える。

4	第六条第一項(第十一条第二項)において準用する場合を含む。()の規定による温泉掘削の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認	
5	第七条第一項(第十一条第二項)において準用する場合を含む。()の規定による温泉掘削の許可を受けた者	

の相続の承認

別表第二の八の表建築指導課の項第二号中136を138とし、122から135までを124から137までとし、同号121中「122」を「124」に改め、同号中121を123とし、85から120までを87から122までとし、84を85とし、85の次に次のように加える。

86 第六十八条の三第七項の規定による開発整備促進区内の用途規制の例外の認定				
--	--	--	--	--

別表第二の八の表建築指導課の項第二号中83を84とし、54から82までを55から83までとし、同号53中「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十四項」に改め、同号中53を54とし、52の次に次のように加える。

53 第四十八条第十三項の規定による用途規制の特例の許可				
------------------------------	--	--	--	--

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条中次号に掲げる規定以外の規定 平成十九年十月二十日
- 三 第一条中山梨県事務決裁規則別表第二の八の表の改正規定 平成十九年十一月三十日

山梨県規則第五十一号

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則
山梨県温泉法施行細則（平成十四年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第十二条」を「第十六条」に、「第九号様式」を「第十三号様式」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「第八号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第

七号中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「第七号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第七条」を「第十一条」に、「第六号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 八 省令第八条第一項の申請書 温泉利用許可合併（分割）承認申請書（第八号様式）
 - 九 省令第九条第一項の申請書 温泉利用許可相続承認申請書（第九号様式）
- 第二条第四号中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第四号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第三条」を「第五条」に、「第三号様式」を「第五号様式」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

- 三 省令第三条第一項の申請書 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可合併（分割）承認申請書（第三号様式）
 - 四 省令第四条第一項の申請書 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可相続承認申請書（第四号様式）
- 第九号様式を第十三号様式とし、第八号様式を第十二号様式とし、第七号様式を第十一号様式とする。

第六号様式中

温泉を公井の浴用又は飲用に用する場所

温泉利用施設の場所

温泉利用施設の名称

に改め、同様式を第十号様式とする。

第五号様式中

温泉の利用場所

温泉利用施設の場所	温泉利用施設の名称

に改め、同様式を第七号様式とし、同様式の次に次の二様式を加

--

える。

第8号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

温泉利用許可合併(分割)承認申請書

合併(分割)による温泉利用許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	
許可の年月日	年 月 日
温泉利用施設の場所	
温泉利用施設の名称	
合併(分割)予定の年月日	年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

温泉利用許可相続承認申請書

温泉利用許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び住所	
許可の年月日	年 月 日
温泉利用施設の場所	
温泉利用施設の名称	
相続開始の年月日	年 月 日

第四号様式を第六号様式とする。

第三号様式中

工事完了（廃止）日

年 月 日

工事完了（廃止）の
年月日

年 月 日

掘削の工事により温
泉が湧き出した場合
は、その旨

に改め、同様式を第五号様式とする。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の氏名

温泉掘削（増堀・動力の装置）許可合併（分割）承認申請書

合併（分割）による温泉掘削（増堀・動力の装置）許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名			
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増堀若しくは動力の装置の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名			
許可の種別	掘削 ・ 増堀 ・ 動力の装置		
許可の年月日	年 月 日		
土地の所在			
地番及び地目	地番		地目
合併（分割）予定の年月日	年 月 日		

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

温泉掘削(増堀・動力の装置)許可相続承認申請書

温泉掘削(増堀・動力の装置)許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄			
被相続人の氏名及び住所			
許可の種別	掘削 ・ 増堀 ・ 動力の装置		
許可の年月日	年 月 日		
土地の所在			
地番及び地目	地番		地目
相続開始の年月日	年 月 日		

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県温泉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県温泉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第五十二号

山梨県都市計画法施行細則及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県都市計画法施行細則及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県都市計画法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県都市計画法施行細則(昭和四十六年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同条中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

八 法第四十三条第三項の規定による協議書 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書(第六号様式の二)

第二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第三十四条の二第一項の規定による協議書 開発行為協議書(第一号様式の二)

第一号様式中「第34条第9号」を「第34条第13号」に、「または名称」を「又は名称」に、「および代表者名」を「及び代表者名」に、「および地番」を「及び地番」に、「および地積」を「及び地積」に、「および内容」を「及び内容」に、「工事着工および」を「工事着工及び」に、「または」を「又は」に、「または土地」を「又は土地」に、「または変更」を「又は変更」に、「または組合」を「又は組合」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれる」を「行われる」に、「および会社」を「及び会社」に、「農地または」を「農地又は」に、「許可または」を「許可又は」に、「ま

たは建築物を」を「又は建築物を」に、「または建築物」を「又は建築物」に、「または建築行為」を「又は建築行為」に改める。
第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号様式の2（第2条関係）

開発行為協議書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為について、次のとおり協議します。

年 月 日

山梨県知事 殿

協議者 住所
名称及び代表者名
電話番号



開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するものその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	
	その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※協議番号	年 月 日 第 号	

- 注 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
 2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

第六号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式の2（第2条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書

都市計画法第43条第3項の規定により、（建築物・第一種特定工作物）の（新築・改築・用途の変更・新設）について、次のとおり協議します。

年 月 日

山梨県知事 殿

協議者 住所
名称及び代表者名
電話番号



建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号口からホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号
※協議番号	年 月 日 第 号

注 1 ※印のある欄は、記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、同条第六号中「庁舎、研究所」を「研究所、試験所」に改め、同号を同条第三号とし、同条第七号中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業」を「第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業」に改め、同条中第七号を第四号とし、第八号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十一号中「同項第十四号」を「同項第十六号」に、「第二条第八項に規定するガス事業の用に供する同条第十二項」を「第一条第十三項」に改め、「ガス工作物を設置する」の下に「施設である」を加え、同条中第十一号を第八号とし、第十二号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

山梨県規則第五十三号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二百八十一号の次に次の一号を加える。

二百八十一の二 土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

別表第二百八十二号の次に次の一号を加える。

二百八十二の二 ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

附則

別表中第二百八十三号の二を第二百八十三号の三とし、第二百八十三号の次に次の一号を加える。

二百八十三の二 温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

別表第三百六十号中「農業大学校入校試験料」を「農業大学校入学検定料」に改める。

別表第四百十六号中「用途地域」を「用途地域等」に改める。

別表第四百二十九号の次に次の一号を加える。

四百二十九の二 開発整備促進区における建築物の建築等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
別表第四百三十号の次に次の一号を加える。
四百三十の二 特定建築物地区整備計画の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三百六十号の改正規定及び同表第四百三十号の次に一号を加える改正規定公布の日
- 二 別表第二百八十一号の次に一号を加える改正規定、同表第二百八十二号の次に一号を加える改正規定及び同表中第二百八十三号の二を第二百八十三号の三とし、第二百八十三号の次に一号を加える改正規定 平成十九年十月二十日
- 三 別表第四百十六号の改正規定及び同表第四百二十九号の次に一号を加える改正規定 平成十九年十一月三十日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十月十九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第七号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。